

下水道事業受益者負担金について

加茂市役所 上下水道課
〒959-1392
新潟県加茂市幸町 2-3-5
Tel 0256-52-0080 内線 231

受益者負担金制度

公共下水道は、市民の皆様の生活環境を整備するうえで、欠かせない施設です。しかし、この下水道施設は、道路や公園のように一般の公共施設とちがい、**整備をすることによって利用できる地域の人びとが限られています。**

また、下水道施設を整備するためには、巨額の建設費用を必要としますが、この財源として、国や県からの補助金のほかに、市債という借入金を含めた市費でまかなわれることになります。この市費には、加茂市全域の皆様からの税金も含まれており、**一部の限られた地域のために、市民の皆様の税金だけで下水道を整備しますと、「税負担の公平」を欠くことになります。**

そこで都市計画法に基づいて、**下水道事業によって生活の安全性・快適性・利便性の向上といった利益を受ける方々に建設費の一部を負担していただくのが、受益者負担金制度です。**

この制度により加茂市では、平成元年度から、下水道を整備した地区の皆様から受益者負担金をご納入していただいています。

負担金の額

負担金は、土地の面積に応じて負担していただくもので、その額は1平方メートル当たり540円です。(1坪あたりは1,782円です。)

$$\text{受益者負担金} = \text{土地の面積 (m}^2\text{)} \times 540 \text{円/m}^2$$

上の式で計算した負担金を、**工事完了年度の翌々年度から5年分割**で納付していただきます。各年度の納期は次のとおりです。

- 第1期 6月16日から6月30日まで
- 第2期 9月16日から9月30日まで
- 第3期 11月16日から11月30日まで
- 第4期 翌年2月16日から2月末日まで

負担金の計算例

土地330m²(約100坪)の場合

$$330 \text{ m}^2 \times 540 \text{ 円} = 178,200 \text{ 円}$$

(178,200円÷20期=8,910円ですが、各期の100円未満はすべて初年度の第1期へ合算します。)

※工事完了した年度をn年度とした場合

納期 年度	第1期	第2期	第3期	第4期	計
n+2年度	9,100円	8,900円	8,900円	8,900円	35,800円
n+3年度	8,900円	8,900円	8,900円	8,900円	35,600円
n+4年度	8,900円	8,900円	8,900円	8,900円	35,600円
n+5年度	8,900円	8,900円	8,900円	8,900円	35,600円
n+6年度	8,900円	8,900円	8,900円	8,900円	35,600円

負担金納入までの手続き

※工事完了した年度をn年度とします。

① 受益者実態調査

n + 2 年 3 月 5 日頃	受益者申告書を送付	市下水道課から土地所有者の方へ受益者申告書を送付します。
↓	受益者申告書等の記入	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受益者申告書 一般的には、土地所有者が受益者となりますが、貸している土地で権利の設定がある場合は、権利を持っている方が受益者となりますので、記名、押印してもらってください。 ○ 徴収猶予申請書 農地・山林及び災害等により損害を受けた受益者の土地については、負担金の徴収を猶予することができますので、該当者は申請してください。 ○ 減免申請書 公道に準ずる私道、境内地、墓地、町内会等が所有する集会場等の土地については負担金を減免することができますので、該当者は申請してください。
n + 2 年 3 月 26 日頃	受益者申告書等を提出	市下水道課へ受益者申告書及び申請書を提出してください。

② 負担金決定通知書・納入通知書を送付

n + 2 年 6 月 15 日頃	決定通知書・納入通知書を送付	<p>提出された申告書及び申請書により、受益者、地積等を決定し、市下水道課から受益者の方へ次の書類を送付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 負担金決定通知書 負担金の額及び納期を記載した通知書を作成、当初のみ通知します。 ○ 負担金納入通知書 1年目の負担金の納付書（4期分）を作成、通知します。（翌年度以降の納付書は、各年度の6月中旬に1年分の納付書を送付します。）
-------------------	----------------	--

③ 負担金の納入

負担金納入通知書により市指定の市内各金融機関で納入してください。

なお、市外の金融機関でも納付の便をはかってくれます。

※ 翌年度以降の負担金の一括納入を希望される方は、下水道課へご連絡ください。
納付書を作成し、送付します。

【口座振替】

負担金の納入は、預金口座から自動的に振込みができる便利な「口座振替納付」をご利用ください。手続きは、市内の各金融機関、JA各支店、ゆうちょ銀行の窓口で「口座振替依頼書」を用意してありますので、所定の事項を記入し通帳に使用している印鑑を押してお申し込みください。

（市税の納入等で口座振替を利用されている方も、新たに申込みが必要です。）

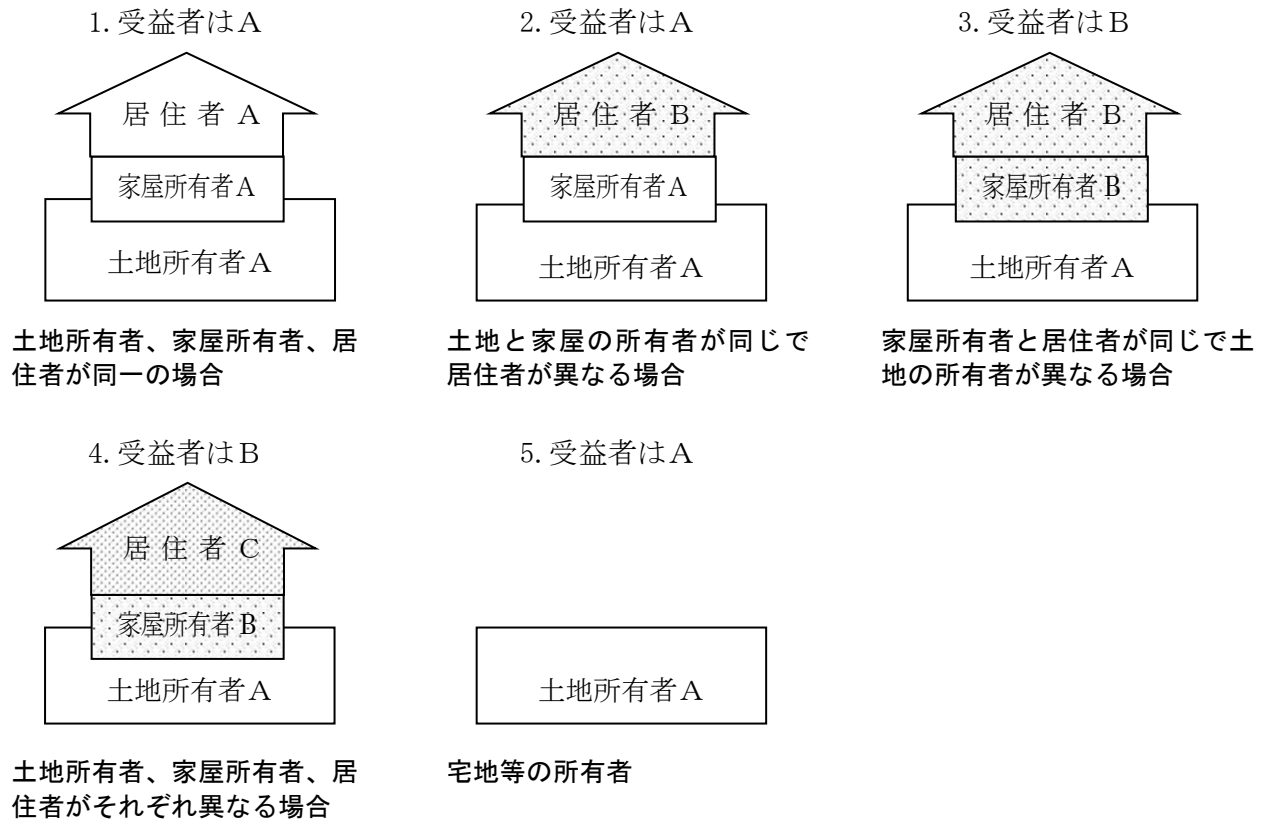
④ その他

○ 受益者が変わった場合

土地の売買、相続及び借地権の移動などで受益者が変わったときはすぐに「受益者変更申告書」を市下水道課へ提出してください。

負担金を納めていただく方

負担金は区域内の土地所有者又は借地権などの権利を持っている方（以下「受益者」という。）から納めていただくこととなります。実際には、土地の所有者、家屋の所有者、居住者など様々なケースがあり、一般的には下の図のようになりますが、最終的には双方の話し合いによって決定していただきます。



負担金の徴収猶予と減免

負担金は、排水区域内のすべての土地を対象としますが、次に示したような特別な場合には徴収を猶予したり、減免することがありますので、該当する方は申請書を下水道課へ提出してください。

【徴収猶予基準】

徴収猶予の対象となる土地	徴収猶予期間
係争中の土地	判決等により係争事由の解決のときまで
宅地に準じた土地以外の農地又は山林等	宅地等として使用できると認められるまで
災害等により損害を受けた受益者の土地	3年以内で市長が認める期間
その他市長が特に必要と認めた土地	市長が認める期間

【減免基準】（主なもの）

減免の対象となる土地	内 容	減 免 率
町内会等が所有する施設用地	集会所等	50%
公道に準ずる私道及び水路	公共性のある私道で公道に準ずると認められるもの及び水路	100%
宗教法人法第2条に規定する神社、寺院、教会などの宗教法人が第2条本文に規定する目的のため使用する土地及びこれに類する土地（本来の目的に供しない土地を除く。）	(1) 境内地	50%
	(2) 墓地、納骨堂などの用地	100%
生活保護法により、生活扶助を受けているもの及びこれに準ずるものの所有又は使用する土地	(1) 生活保護法による生活扶助を受けているもの	100%
	(2) 生活保護法による生活扶助以外の扶助をうけているもの又はこれに準ずるもの	100%
前記以外の土地	状況に応じて減免する必要があると認められるもの	市長が定める率